

平成28年度 東大阪市都市計画税の使途状況について

都市計画税は、都市計画事業または土地地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税される市税です。主な使途としては、街路整備事業、公園整備事業などがあります。

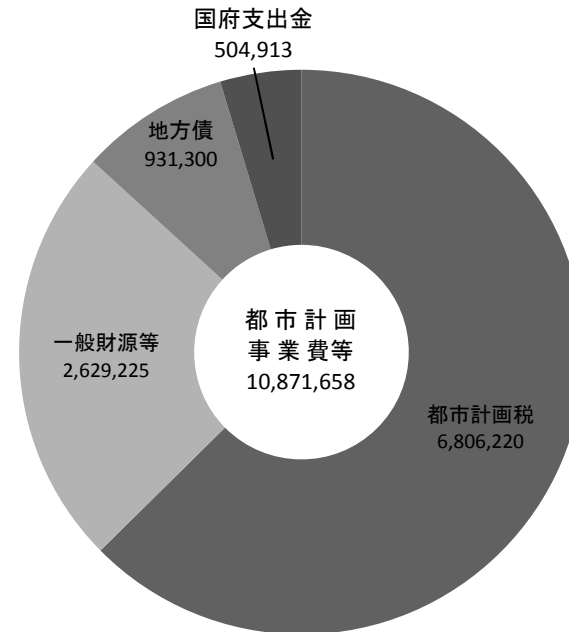
平成28年度の都市計画税(6,806,220千円)は、次のとおり都市計画事業費等(10,871,658千円)の財源として活用しました。

◎都市計画事業費等の内訳

(単位:千円)

使途内訳	事業名	事業費
街路整備		586,376
	近鉄奈良線連続立体交差事業 ※近鉄奈良線の八戸ノ里から瓢箪山までの区間を連続立体交差化する事業	156,617
	大阪外環状線連続立体交差事業 ※大阪外環状線の俊徳道から新加美までの区間を連続立体交差化する事業	6,401
	街路整備事業 ※俊徳道駅前広場など主要幹線道路等の整備を都市計画事業として実施するもの	423,358
公園整備		1,113,270
	公園新設改良事業 ※花園中央公園整備など都市公園を整備する事業	1,113,270
地方債償還		9,172,012
	公債費 ※上記のような都市計画事業における地方債の償還	9,172,012
合計		10,871,658

(単位:千円)



◎都市計画事業費等の財源内訳

(単位:千円)

財源内訳	事業費
都市計画税	6,806,220
一般財源等	2,629,225
地方債	931,300
国府支出金	504,913
合計	10,871,658